

茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>第7条 登録簿の閲覧は、<u>茨城県生活環境部環境対策課</u>において行うものとする。</p> <p>第8条及び第9条 (略)</p> <p>第10条 知事は、登録簿を閲覧する者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録簿の閲覧を拒否し、又は停止することができるものとする。 (1) この規則に違反したとき、又は係員の指示に従わないとき。 (2) 登録簿を汚損し、若しくは<u>毀損し</u>、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>第11条及び第12条 (略)</p> <p>第13条 条例第11条第3項に規定する規則で定める浄化槽管理士証は、様式第13号によるものとする。 2 浄化槽管理士証は、浄化槽保守点検業者が、その浄化槽管理士について、当該浄化槽保守点検業者の浄化槽管理士である旨の証明を行い、かつ、知事の確認を受けて、当該浄化槽管理士に交付するものとする。 3 浄化槽保守点検業者は、前項の確認を受けようとするときは、浄化槽管理士証確認申請書(様式第14号)に同項の証明を行った浄化槽管理士証を添えて、知事に提出しなければならない。 4 前2項の規定は、浄化槽管理士証の記載事項に変更があつたとき、又は浄化槽管理士が浄化槽管理士証を紛失し、汚損し、若しくは<u>毀損した</u>ときにおいて、浄化槽保守点検業者がその書換交付又は再交付をする場合に準用する。 5 浄化槽保守点検業者は、前項の書換交付又は再交付(紛失によるものを除く。)をしたとき、及び浄化槽管理士が当該浄化槽保守点検業者の浄化槽管理士でなくなつたときは、直ちに、当該浄化槽管理士から浄化槽管理士証を返還させるとともに、これに知事の消印を受けなければならない。</p> <p>第14条～第17条 (略)</p>	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>第7条 登録簿の閲覧は、<u>茨城県生活環境部廃棄物対策課</u>において行うものとする。</p> <p>第8条及び第9条 (略)</p> <p>第10条 知事は、登録簿を閲覧する者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録簿の閲覧を拒否し、又は停止することができるものとする。 (1) この規則に違反したとき、又は係員の指示に従わないとき。 (2) 登録簿を汚損し、若しくは<u>き損し</u>、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>第11条及び第12条 (略)</p> <p>第13条 条例第11条第3項に規定する規則で定める浄化槽管理士証は、様式第13号によるものとする。 2 浄化槽管理士証は、浄化槽保守点検業者が、その浄化槽管理士について、当該浄化槽保守点検業者の浄化槽管理士である旨の証明を行い、かつ、知事の確認を受けて、当該浄化槽管理士に交付するものとする。 3 浄化槽保守点検業者は、前項の確認を受けようとするときは、浄化槽管理士証確認申請書(様式第14号)に同項の証明を行った浄化槽管理士証を添えて、知事に提出しなければならない。 4 前2項の規定は、浄化槽管理士証の記載事項に変更があつたとき、又は浄化槽管理士が浄化槽管理士証を紛失し、汚損し、若しくは<u>き損した</u>ときにおいて、浄化槽保守点検業者がその書換交付又は再交付をする場合に準用する。 5 浄化槽保守点検業者は、前項の書換交付又は再交付(紛失によるものを除く。)をしたとき、及び浄化槽管理士が当該浄化槽保守点検業者の浄化槽管理士でなくなつたときは、直ちに、当該浄化槽管理士から浄化槽管理士証を返還させるとともに、これに知事の消印を受けなければならない。</p> <p>第14条～第17条 (略)</p>

様式第1号（第3条第1項関係）

*整理番号

茨城県収入証紙貼付け欄

浄化槽保守点検業者 登録 申請書
更新登録

年 月 日

茨城県知事 殿

(郵便番号 -)

申請者 住 所
フリガナ
氏 名 印
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()
(法定代理人)
住 所
フリガナ
氏 名 印

茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条 第1項 第3項 の規定により、浄化槽

保守点検業の登録を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 営業所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
フリガナ	郵便番号 (-) 電話番号 ()
フリガナ	郵便番号 (-) 電話番号 ()
フリガナ	郵便番号 (-) 電話番号 ()
フリガナ	郵便番号 (-) 電話番号 ()

備考 1 申請者が浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、法定代理人の住所及び氏名（法定代理人が法人であるときは、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を記入すること。

2 *の欄は、記入しないこと。

3 不要の文字は、抹消すること。

4 茨城県収入証紙は、消印しないこと。

様式第1号（第3条第1項関係）

*整理番号

茨城県収入証紙はり付け欄

浄化槽保守点検業者 登録 申請書
更新登録

年 月 日

茨城県知事 殿

(郵便番号 -)

申請者 住 所
フリガナ
氏 名 印
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()
(法定代理人)
氏 名 印

茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条 第1項 第3項 の規定により、浄化槽

保守点検業の登録を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 営業所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
フリガナ	郵便番号 (-) 電話番号 ()
フリガナ	郵便番号 (-) 電話番号 ()
フリガナ	郵便番号 (-) 電話番号 ()
フリガナ	郵便番号 (-) 電話番号 ()

備考 1 申請者が浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、法定代理人の 氏名 を記入すること。

2 *の欄は 記入しないこと。

3 不要の文字は 抹消すること。

4 茨城県収入証紙は、消印しないこと。

2 従業員の氏名（申請者が法人の場合は記入すること。）

役職名等	氏名	役職名等	氏名
(常勤・非常勤)	フリガナ	(常勤・非常勤)	フリガナ
(常勤・非常勤)	フリガナ	(常勤・非常勤)	フリガナ
(常勤・非常勤)	フリガナ	(常勤・非常勤)	フリガナ
(常勤・非常勤)	フリガナ	(常勤・非常勤)	フリガナ
(常勤・非常勤)	フリガナ	(常勤・非常勤)	フリガナ
(常勤・非常勤)	フリガナ	(常勤・非常勤)	フリガナ

備考 役職名欄の「(常勤・非常勤)」については、該当するものを○で囲むこと。

3 営業区域（営業所が2以上あるときは、営業所ごとに欄を区切るか別葉とすること。）

営業所の名称	営業区域(市町村の名称)

4 浄化槽管理士の住所、氏名、生年月日、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付年月日及び交付番号並びにその者が所属する営業所の名称及び担当する市町村の名称

浄化槽管理士 住所及び氏名	生年月日	浄化槽管理士免状		営業所の名称及び担当する市町村の名称
		交付年月日	交付番号	
フリガナ 氏名 住所	. .	S・H . .	第 号	
フリガナ 氏名 住所	. .	S・H . .	第 号	
フリガナ 氏名 住所	. .	S・H . .	第 号	

2 従業員の氏名（申請者が法人の場合は記入すること。）

役職名等	氏名	役職名等	氏名
(常勤・非常勤)	フリガナ	(常勤・非常勤)	フリガナ
(常勤・非常勤)	フリガナ	(常勤・非常勤)	フリガナ
(常勤・非常勤)	フリガナ	(常勤・非常勤)	フリガナ
(常勤・非常勤)	フリガナ	(常勤・非常勤)	フリガナ
(常勤・非常勤)	フリガナ	(常勤・非常勤)	フリガナ
(常勤・非常勤)	フリガナ	(常勤・非常勤)	フリガナ

備考 役職名欄の「(常勤・非常勤)」については、該当するものを○で囲むこと。

3 営業区域（営業所が2以上あるときは、営業所ごとに欄を区切るか別葉とすること。）

営業所の名称	営業区域(市町村の名称)

4 浄化槽管理士の住所、氏名、生年月日、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付年月日及び交付番号並びにその者が所属する営業所の名称及び担当する市町村の名称

浄化槽管理士 住所及び氏名	生年月日	浄化槽管理士免状		営業所の名称及び担当する市町村の名称
		交付年月日	交付番号	
フリガナ 氏名 住所	. .	S・H . .	第 号	
フリガナ 氏名 住所	. .	S・H . .	第 号	
フリガナ 氏名 住所	. .	S・H . .	第 号	

フリガナ 氏名 住所	・ ・	S・H ・ ・	第 号	
フリガナ 氏名 住所	・ ・	S・H ・ ・	第 号	

備考 担当する市町村の名称は、営業所の営業区域と同一の場合は記入を要しない。

5 茨城県知事による従前の登録番号及び登録年月日（更新の登録の場合に限る。）

登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
------	--------	-------	-------------

様式第2号(第3条第2項, 第5条第3号関係)

誓 約 書

年 月 日

茨城県知事 殿

フリガナ
氏 名 (印)
〔法人にあつては、名称及び代表
者の氏名〕
〔法定代理人
フリガナ
氏 名 (印)〕

申請者及び申請者の法定代理人（申請者又は申請者の法定代理人が法人であるときは、その役員を含む。）は、茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条第1項第1号から第6号までに該当しない者であることを誓約致します。

- 備考 1 申請者が浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、法定代理人の氏名（法定代理人が法人であるときは、名称及び代表者の氏名）を記入すること。
2 法定代理人が法人であるときは、その役員の名簿を添付すること。
3 不要の文字は、抹消すること。

様式第3号～第10号 (略)

フリガナ 氏名 住所	・ ・	S・H ・ ・	第 号	
フリガナ 氏名 住所	・ ・	S・H ・ ・	第 号	

備考 担当する市町村の名称は、営業所の営業区域と同一の場合は記入を要しない。

5 茨城県知事による従前の登録番号及び登録年月日（更新の登録の場合に限る。）

登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
------	--------	-------	-------------

様式第2号(第3条第2項, 第5条第3号関係)

誓 約 書

年 月 日

茨城県知事 殿

フリガナ
氏 名 (印)
〔法人にあつては、名称及び代表
者の氏名〕
〔法定代理人
フリガナ
氏 名 (印)〕

私及び私の法定代理人は、茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条第1項第1号から第6号までに該当しない者であることを誓約致します。

- 備考 申請者が法定代理人を必要としない場合は、「及び私の法定代理人」を抹消すること。

様式第3号～第10号 (略)

様式第11号
(略)

閲覧しようとする又は謄本の交付を受けようとする浄化槽保守点検業者登録簿	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	(電話番号 ())
	登録番号	第 号
閲覧の目的又は謄本の使用目的		
謄本の請求の通数	通	
茨城県収入証紙貼付け欄 (消印しないこと。)		

備考 不要の文字は、抹消すること。

様式第12号 (略)

様式第13号

(表)

<p>写真貼付け</p> <p>浄化槽管理士証</p> <p>氏名 住所 生年月日 年 月 日生</p> <p>浄化槽管理士 第 号 免状交付番号</p> <p>申請前6月以内 正面上半身脱帽 3cm×2.4cm</p> <p>上記の者は、茨城県知事の登録を受けた当浄化槽保守点検業者の浄化槽管理士である。</p> <p>年 月 日</p> <p>浄化槽保守点検業者 住所 氏名 登録番号 第 号 ㊟</p>	所属営業所名	
	担当営業区域 (市町村名)	
	茨城県知事確認欄	年 月 日 確認 印
	有効期限	年 月 日

様式第11号
(略)

閲覧しようとする又は謄本の交付を受けようとする浄化槽保守点検業者登録簿	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	(電話番号 ())
	登録番号	第 号
閲覧の目的又は謄本の使用目的		
謄本の請求の通数	通	
茨城県収入証紙はり付け欄 (消印しないこと。)		

備考 不用の文字は、抹消すること。

様式第12号 (略)

様式第13号

(表)

<p>写真はり付け</p> <p>浄化槽管理士証</p> <p>氏名 住所 生年月日 年 月 日生</p> <p>浄化槽管理士 第 号 免状交付番号</p> <p>申請前6月以内 正面上半身脱帽 3cm×2.4cm</p> <p>上記の者は、茨城県知事の登録を受けた当浄化槽保守点検業者の浄化槽管理士である。</p> <p>年 月 日</p> <p>浄化槽保守点検業者 住所 氏名 登録番号 第 号 ㊟</p>	所属営業所名	
	担当営業区域 (市町村名)	
	茨城県知事確認欄	年 月 日 確認 印
	有効期限	年 月 日

(裏)

- (1) この浄化槽管理士証は、浄化槽の保守点検を行う場合は必ず携帯し、関係者の求めがあつたときはいつでも提示しなければならない。
- (2) この浄化槽管理士証の記載事項に変更があつたとき、又はこれを紛失し、汚損し、若しくは毀損したときは、直ちにその旨を浄化槽保守点検業者に届け出なければならない。
- (3) この浄化槽管理士証は、浄化槽管理士証の書換交付若しくは再交付を受けたとき、又は浄化槽保守点検業者の浄化槽管理士でなくなつたときは、直ちに、浄化槽保守点検業者に返納しなければならない。
- (4) 浄化槽保守点検業者印、知事の確認印及び写真への知事の刻印のない浄化槽管理士証は、無効とする。

様式第14号
(略)

- 備考 1 新規及び更新の登録申請をする場合にあつては、当該申請と併せてこの申請書を提出すること。この場合、申請者登録番号及び確認申請に係る浄化槽管理士各欄は記入を要しない。
- 2 法人にあつては、申請者住所及び氏名について、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 不要の文字は、抹消すること。

様式第15号～第16号 (略)

(裏)

- (1) この浄化槽管理士証は、浄化槽の保守点検を行う場合は必ず携帯し、関係者の求めがあつたときはいつでも提示しなければならない。
- (2) この浄化槽管理士証の記載事項に変更があつたとき、又はこれを紛失し、汚損し、若しくはき損したときは、直ちにその旨を浄化槽保守点検業者に届け出なければならない。
- (3) この浄化槽管理士証は、浄化槽管理士証の書換交付若しくは再交付を受けたとき、又は浄化槽保守点検業者の浄化槽管理士でなくなつたときは、直ちに、浄化槽保守点検業者に返納しなければならない。
- (4) 浄化槽保守点検業者印、知事の確認印及び写真への知事の刻印のない浄化槽管理士証は、無効とする。

様式第14号
(略)

- 備考 1 新規及び更新の登録申請をする場合にあつては、当該申請と併せてこの申請書を提出すること。この場合、申請者登録番号及び確認申請に係る浄化槽管理士各欄は記入を要しない。
- 2 法人にあつては、申請者住所及び氏名について、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 不要の文字は、抹消すること。

様式第15号～第16号 (略)

様式第17号

(表)

第 号

身 分 証 明 書

所 属

氏 名

生年月日 年 月 日生

(年 月 日発行)

写真貼付け

〔 上半身脱帽 〕
3cm×2.4cm

上記の者は、茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第15条第2項の規定により、立入
検査を行う者であることを証明する。

年 月 日

茨城県知事



(裏)

(略)

様式第17号

(表)

第 号

身 分 証 明 書

所 属

氏 名

生年月日 年 月 日生

(年 月 日発行)

写真はり付け

〔 上半身脱帽 〕
3cm×2.4cm

上記の者は、茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第15条第2項の規定により、立入
検査を行う者であることを証明する。

年 月 日

茨城県知事



(裏)

(略)